

自然公園法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自然公園法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち、国立公園の特別地域内における行為の許可等に関するものを処理する都道府県から香川県を削除すること。

(附則第三項及び別表関係)

第二 この政令は、平成十九年四月一日から施行すること。